

合格ガイド

1 旅行業法及びこれに基づく命令

1. 出題範囲

科目の正式名が、「法及びこれに基づく命令についての知識」となっているように、出題の対象となるのは、『旅行業法』及びそれに付随する命令（政令及び省令）であり、具体的には、以下の6つの法令が該当する。

- ① 『旅行業法』（昭和27年法律第239号）
- ② 『旅行業法施行令』（昭和46年政令第338号）
- ③ 『旅行業法施行規則』（昭和46年運輸省令第61号）
- ④ 『旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則』（平成21年内閣府・国土交通省令第1号）
- ⑤ 『旅行者営業保証金規則』（平成8年法務・運輸省令第1号）
- ⑥ 『旅行業協会弁済業務保証金規則』（平成8年法務・運輸省令第2号）

このうち、出題の中心となるのは、①の『旅行業法』、③の『旅行業法施行規則』及び④の『旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則』（以下『契約規則』とする）の3つであり、⑤と⑥からはほとんど出題されることはない。

2. 傾向と対策

1995年に試験科目の変更を含む旅行業法の大幅な改正（1996年4月施行）が行われて以降、2015年度までで21回の試験が実施されたわけであるが、出題形式は、マークシート方式となったこともあって、2002年度以降は四者択一式の問題ばかり25問となっている。

条文別の出題頻度は、別表の〈出題頻度チャート〉のとおりであるが、出題の中心となっているのは、旅行業務の取引の公正を確保するための措置として定められている取引準則（法第12条～第12条の9）や、旅行業務取扱管理者

に関する項目である。また、法の目的や登録制度など旅行業を開業するための
手続関係も毎年出題されている。2004年の旅行業法改正（2005年4月施行）
に伴い、旅行業務取扱管理者が管理・監督すべき業務の範囲が拡大されたため、
出題傾向に変化があるか注目されたが、その後の12回の試験を見る限り、一
時期あまり出題されなかった旅程管理主任者に関する部分（法第12条の11と
施行規則第33条）がまた出題されるようになったくらいで、大きな変化は見
られない。ただ、ここ数年は単純な四者択一式でない問題（正しいものや誤っ
たものを組み合わせるもの）が相当数出題されるなど、やや難易度が高くなっ
ている。

学習上の要点としては、以下の4つが挙げられよう。

- (1) 『旅行業法』だけでなく、それに付随する『旅行業法施行規則』及び『契
約規則』もしっかりと学習する。特に、以下の条文は出題頻度が高いので、
何度も読んで、できれば暗記しておくようにする。
 - ▶旅行業法施行規則：第1条，第1条の2，第3条，第10条，第31条（及
び第11号様式～第14号様式），第32条，第33条
 - ▶契約規則：第3条，第5条，第9条，第12条～第14条
- (2) 条文に出てくる期日や金額等の数字に十分注意する。
- (3) 類似の事項（変更登録と登録事項変更の届出，取引条件の説明書面と契約
締結時に交付する書面など）の区別をしっかりとつけておく。
- (4) 過去の問題と類似の問題が出ることが多いので，過去の問題には必ず目を
通しておく。

■【旅行業法及びこれに基づく命令】出題頻度チャート（各4点，合計100点）

条文（カッコ内は関連する省令等）		国家試験の年度					合計
		2012	2013	2014	2015	2016	
総則	第1条 目的	1	1	1	1	1	5
	第2条 定義	1	1	1	1	1	5
旅行業等	第4条 登録の申請	¼	1	¼	¼	¼	2¼
	登録の申請先（施規第1条） 申請書の記載事項 登録業務範囲（施規第1条の2）		1				1
	第6条 登録の拒否（施規第3条・第4条）	1	1	1	1¼	1	5¼
	第6条の2 登録の有効期間	¼			¼	¼	¾
	第6条の3 有効期間の更新の登録（施規第1条・第1条の4）	¼		¼	¼	¼	1½
	第6条の4 変更登録等（施規第4条の2・第5条）	1			1	1	3
	第7条 営業保証金の供託	¼		¼	¼	¼	1½
	第8条 営業保証金の額等	¼	1	¼	¼	¼	3½
	第9条 営業保証金の追加の供託等						
	第11条の2 旅行業務取扱管理者の選任（施規第10条）	2%	2	2	2	2	10%
	第12条 料金の揭示（施規第21条）	1	1	1	1	1	5
	第12条の2 旅行業約款	1	2	1	1	1	6
	第12条の3 標準旅行業約款						
	第12条の4 取引条件の説明（契規第3条～第7条）	2	2	1	1	2	8
	第12条の5 書面の交付（契規第8条～第10条）		1	1	1	1	4
	第12条の6 外務員の証明書携帯等（施規第10号様式）	1	1	1	1	1	5
	第12条の7 企画旅行の広告（契規第12条・第13条）	1	1	1	1	1	5
	第12条の8 誇大広告の禁止（契規第14条）		1	1	1	1	4
	第12条の9 標識の揭示（施規第31条及び第11～14号様式）	1	1	1	1	1	5
	第12条の10 企画旅行の円滑な実施のための措置（施規第32条）	1	1	1	1		4
	第12条の11 旅程管理業務を行う者（施規第33条）		1	1		1	3
	第13条 禁止行為（施規第37条の9）	1	1	¼	1	1	4¼
	第14条 名義利用等の禁止	1		¼			1¼
	第14条の2 企画旅行を実施する旅行業者の代理	1		1	1		3
	第14条の3 旅行業者代理業者の旅行業務等	1	¼	¼	¼	1	3¼
	第15条 事業の廃止等（施規第38条）			¼			¼
	第15条の2 旅行業者代理業の登録の失効		¼	¼	¼		¾
	第16条 営業保証金の権利の承継					¼	¼
第17条 営業保証金の還付（営業保証金規則第2条）	¼				¼	1¼	
第18条の3 業務改善省令	1	1	1	1		4	
第19条 登録の取消し等	1	1	1	1	1	5	
旅行業協会	第22条の3 業務	1	1	1	1	1	5
第22条の9 弁済業務保証金の還付	¼		¼			1	
第22条の10 弁済業務保証金分担金の納付等			¼	¼	¼	1¼	
第22条の11 還付充当金の納付等			¼	¼	¼	¾	
合計		25	25	25	25	25	125

(注) 関連する省令については、「旅行業法施行規則」は「施規」、「旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則」は「契規」と略記。

2 旅行業約款，運送約款及び宿泊約款

この科目は、正式な名称が「旅行業約款，運送約款及び宿泊約款に関する知識」となっているとおり，内容的に『標準旅行業約款』と《運送・宿泊約款》とに大別される。両者の出題の比率は，1995年度までの旧法時代はほぼ半々となっていたが，『旅行業法』大幅改正後の21回の試験では，『標準旅行業約款』が約8割に対し，《運送・宿泊約款》が約2割となっている（問題数では8対2にならない年もあるが，配点は8対2となっている）。したがって，合格ラインが60%だとすると（2002年度以降は全科目60点以上で合格と正式に発表されている），『標準旅行業約款』が完璧にできれば，《運送・宿泊約款》は大勢に影響ないといっても過言ではない。

『標準旅行業約款』

1. 出題範囲

対象は『標準旅行業約款』（平成16年国土交通省告示第1593号）であるが，『標準旅行業約款』は，募集型企画旅行契約の部，受注型企画旅行契約の部，手配旅行契約の部，渡航手続代行契約の部及び旅行相談契約の部の5部並びに別紙特別補償規程に分かれている。このうち，渡航手続代行契約の部は，国内旅行とは直接的には関係ないため，この試験の出題対象にはなっていない。

2. 傾向と対策

最近5年間の出題の内訳は，別表の〈出題頻度チャート〉のとおりで，募集型企画旅行契約の部から13～14問，受注型企画旅行契約の部から2問前後（募集型と受注型の共通項目に関する問題は，募集型でカウントしている），別紙特別補償規程から1～2問，手配旅行契約の部から2問，旅行相談契約の部から1問となっており，今後もおそらくこの5年間とほぼ同様の内訳で出題されていくものと思われる。また，今後は募集型企画旅行契約の部と受注型企画旅行契約の部とを対比させるような問題が出題されることも，可能性としては考えられる。ただ，いずれにしても，契約の成立，契約の解除，旅行者の責任，

旅程保証といった項目は、従来と同様にかなり高い出題頻度になるのは間違いないといえる。

出題の形式は、マークシート方式が導入されたこともあって、2000年度以降は、全問（20問）とも四者択一式の問題となっている。

学習上のポイントとしては、以下のような点が挙げられよう。

- (1) 用語の定義や、条文中に出てくる期日や金額に関する数字を正確に覚える。
- (2) 契約の成立、契約の変更、契約の解除などの点について、募集型企画旅行契約の部と受注型企画旅行契約の部とを対比しながら、両者の違いなどをしっかりと理解しておく。
- (3) 条文の記述がそのまま引用されて出題されることも多いので、条文をよく読んでおく。

運送・宿泊約款

1. 出題範囲

運送機関及び宿泊機関の約款ということになるが、具体的には以下のものが対象となる。

- ▶運送約款＝JRの『旅客営業規則』等、国内航空運送約款（日本航空及び全日空の『国内旅客運送約款』）、『フェリー標準運送約款』、『一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款』
- ▶宿泊約款＝『モデル宿泊約款』

2. 傾向と対策

現行の試験制度になって以降の21年間は上記の各約款から1問ずつ、合計で5問が出題されており、形式は1999年度以降すべて四者択一式となっている。

この分野については、過去の問題を見ても、同じことが繰り返し出題される傾向にある。そして、試験における出題数の割には、各約款の条文を全部合わせると相当なボリュームとなるため、過去の問題を中心にポイントを絞って効率よく学習するのが得策といえる。

また、この分野は、【国内旅行実務】科目と密接な関係がある。例えば、取消し・払戻し等については、【国内旅行実務】科目中の《運賃・料金》でも出題さ

れているので、互いに関連させながら学習する必要がある。

なお、他の2科目及び『標準旅行業約款』についても言えることであるが、改正された事項については特に出題率が高くなっているため、今後の改正などにも十分注意する必要がある。

以下、各約款ごとに注意点をまとめておく。

① 国内航空運送約款

JRの『旅客営業規則』ほどではないが、かなりのボリュームがあるので、すべてを覚えるのはなかなか難しい。しかし、過去数年の問題を見ると、出題項目は限られており、しかも繰り返し出題されているので、それらを見極めて要領よく学習すればよい。特に、条文中に出てくる数字には十分注意する必要がある。なお、航空運送約款には旅行業約款や貸切バスの約款のような標準約款はなく、日本航空と全日本空輸がそれぞれ独自に運送約款を定めている。両社の約款は大半は同じ内容となっているが、一部規定が異なる箇所もあり、従来はそうした異なる内容の部分は出題されてこなかった。ところが、今年の試験では初めて全日本空輸のみにある規定が出題されたため、今後はそうした両社の規定が異なる部分についても注意する必要がある。

② 『フェリー標準運送約款』

旅客運送の部、受託手荷物及び小荷物運送の部、特殊手荷物運送の部、自動車航送の部の4部に分かれているが、主な対象は旅客運送の部である。『国内航空運送約款』と同様、条文中に出てくる数字には特に注意する必要がある。

③ 『一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款』

貸切バスの約款であるが、条文の数はそれほど多くなく、出題項目も限られているので、過去に出題されたことのあるところを中心に要領よく学習し、確実に得点できるようにしておきたい。

④ JR『旅客営業規則』等

傾向としては、運賃・料金計算の知識に関連する問題が多い。したがって、団体旅客の取扱いなどを除けば、『運賃・料金』の勉強でマスターできるはずなので、「約款」としての勉強はそれほど必要ないといえる。

⑤ 『モデル宿泊約款』

貸切バスの約款と同様、それほど分量は多くないので、やはり過去の問題を参考にしながら効率よく学習し、確実に得点できるようにする必要がある。

■【旅行業約款】出題頻度チャート（各4点，合計80点）

条 文	国家試験の年度					合計	
	2012	2013	2014	2015	2016		
募集 型 企 画 旅 行 約 の 部 (注)	第1条 適用範囲	¼		½	¼	¼	1½
	第2条 用語の定義		1	½ ₂₄	¾	¼	2½ ₂₄
	第3条 旅行契約の内容	¼		½		¼	¾
	第4条 手配代行者	¼		½		¼	¾
	第5条 契約の申込み	¼	¾	¾	1	½	3¼
	第6条 電話等による予約	¼	½		¾	¾	2
	第7条 契約締結の拒否	¼	1	¼	¼		1¾
	第8条 契約の成立時期			¾	¾	¾	2½
	第9条 契約書面の交付			½	¾	¼	1½
	第10条 確定書面	¼	¾	½	¾	1	3½
	第11条 情報通信の技術を利用する方法	¼	¼	¾	¼		1½
	第12条 旅行代金	¼	1	¾	½	¼	2½
	第13条 契約内容の変更	1				½	¾
	第14条 旅行代金の額の変更	¼		¼	¾	¾	2½
	第15条 旅行者の交替			¼	1		1¼
	第16条 旅行者の解除権	1	1	1	1	1	5
	第17条 当社の解除権－旅行開始前の解除	1	1	1½	¼	1	4¾
	第18条 当社の解除権－旅行開始後の解除	1¼	1	1	¾	1	5
	第19条 旅行代金の払戻し	¼	1	¾		1	3½
	第20条 契約解除後の帰路手配			¼			¼
	第22条 契約責任者				1		1
	第23条 旅程管理	¼	¼	¾		½	1¾
	第24条 当社の指示	¼	¼			½	¾
	第25条 添乗員等の業務		¼	½			¾
	第26条 保護措置	¼	¼			½	¾
	第27条 当社の責任	1		1	1	¾	3½
	第28条 特別補償	¼	¾	¾		¾	1¾
	第29条及び別表第2 旅程保証	2	2	2	2	2	10
	第30条 旅行者の責任		1			¼	1½
	小 計	13¼	13¾	14	13	13½	67½
受 注 型 企 画 旅 行 約 の 部 (注)	第1条 適用範囲	¼	¼				½
	第2条 用語の定義			½		½	½ ₂₄
	第3条 旅行契約の内容	¼	¼				½
	第4条 手配代行者			½			½
	第5条 企画書面の交付	¼			¾	½	1¾
	第6条 契約の申込み	¼					½
	第7条 契約締結の拒否	¼					¼
	第9条 契約書面の交付		¼	½	½	½	1½
	第10条 確定書面の交付			½			½
	第13条 契約内容の変更	¼	¼	¼	¼	½	1½
第15条 旅行者の交替						½	
第17条 当社の解除権－旅行開始前の解除			½			½	
第22条 契約責任者		1				1	
第23条 契約成立の特則	¼		½	¼	½	1½	
第24条 旅程管理				¼		¼	
第27条 保護措置				¼		¼	
小 計	2	2	1¾	2	2	9¾	

条文	国家試験の年度					合計	
	2012	2013	2014	2015	2016		
別紙特別補償規程	第1条 当社の支払責任（補償金等）	¾					½
	第2条 用語の定義	¾	¼	¼	¼		1¼
	第4条 補償金等を支払わない場合—その2	¼			⅙		⅔
	第6条 死亡補償金の支払い		⅙	⅙			¼
	第7条 後遺障害補償金の支払い		¼				¼
	第8条 入院見舞金の支払い	¼				¼	½
	第9条 通院見舞金の支払い				⅙		⅙
	第15条 代位					¼	¼
	第17条 損害補償金を支払わない場合		¼	¾	¾	¾	2¼
	第18条 補償対象品及びその範囲	¼	¾		¾	¼	1¾
	第19条 損害額及び損害補償金の支払い額			¾			½
	第22条 保険契約がある場合				¼		¼
小 計	1¾	1⅘	1⅔	2	1½	8¼	
手配旅行契約の部	第2条 用語の定義	¼	¾		¾	¼	1½
	第3条 手配債務の終了	¼	¼	¼	¼	⅙	1½
	第4条 手配代行者		¼		¼		½
	第8条 契約成立の特則		¼		¼		½
	第9条 乗車券及び宿泊券等の特則		¼		¼	¼	¾
	第10条 契約書面			¼		¼	½
	第12条 契約内容の変更		¼	¼			½
	第13条 旅行者による任意解除	½		⅙		⅙	1½
	第14条 旅行者の責に帰すべき事由による解除	¼		⅙	¼		⅔
	第15条 当社の責に帰すべき事由による解除	½		⅙		⅙	1⅙
第16条 旅行代金		¼		¼		½	
第17条 旅行代金の精算			¼			¼	
第22条 添乗サービス	¼				¼	½	
小 計	2	2	2	2	2	10	
旅行相談契約の部	第1条 適用範囲			¼		¾	¾
	第2条 旅行相談契約の定義	¼	¼		¼		¾
	第3条 契約の成立	¾	¾		¾		1½
	第4条 相談料金			¼			¼
	第6条 当社の責任	¼	¼	¾	¼	¾	1¾
	小 計	1	1	1	1	1	5
合 計	20	20	20	20	20	100	

(注) 募集型企画旅行の部と受注型企画旅行契約の部に共通する内容で両方の部を対象としている問題（特別補償、旅程保証等）については、原則として募集型企画旅行契約の部でカウントしている。

■【運送・宿泊約款】出題頻度チャート（各4点，合計20点）

条 文		国家試験の年度					合計
		2012	2013	2014	2015	2016	
国内航空運送約款（注）	第2条		¼		¼		½
	第5条					¼	¼
	第11条	¼					¼
	第12条			¼			¼
	第16条		¼				¼
	第17条			¼			¼
	第18条	¼					¼
	第19条					¼	¼
	第23条			¼			¼
	第30条		¼				¼
	第32条			¼			¼
	第35条	¼			¼		½
	第37条					¼	¼
	第38条		¼		¼		½
	第40条				¼		¼
第46条	¼					¼	
第47条					¼	¼	
小 計		1	1	1	1	1	5
フェリー標準運送約款	第2条					¼	¼
	第3条		¼				¼
	第4条	¼					¼
	第6条			¼			¼
	第9条				⅓		⅓
	第10条				⅓		⅓
	第11条		¼			¼	1
	第13条			¼			¼
	第14条			¼			¼
	第15条			¼			¼
	第18条	¼					¼
	第20条	¼				¼	½
	第22条				⅓		⅓
	※ 第8条	¼					¼
	第18条		¼				¼
小 計		1	1	1	1	1	5
一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	第2条					¼	¼
	第5条						¼
	第6条	¼		¼			¼
	第7条		¼				½
	第9条				¼		¼
	第11条	¼		¼		¼	¾
	第12条			¼			¼
	第13条				¼		¼
	第16条	¼				¼	½
	第17条					¼	¼
	第18条				¼		¼
	第20条			¼			¼
	第22条		¼				¼
第25条	¼					¼	
第26条		¼		¼		½	
小 計		1	1	1	1	1	5

※＝自動車航送の部

（注） 条文の番号は日本航空の旅客運送約款に基づいている（全日空の条文番号が異なる場合についてはカッコ内に記載）。

	条 文	国家試験の年度					合計
		2012	2013	2014	2015	2016	
J R 旅 客 営 業 規 則	第3条	用語の意義	¼	¼		¼	¾
	第14条の2	運賃計算キロ		⅙			⅙
	第21条	乗車券類の発売日	¼			¼	½
	第32条	往復割引普通乗車券の発売				¼	¼
	第43条	団体乗車券の発売				¼	¼
	第44条	団体旅客の運送上の区分	¼				¼
	第45条	団体旅客運送の申込み		¼			¼
	第73条	旅客の区分及びその旅客運賃・料金	¼				¼
	第76条	旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止				¼	¼
	第81条	幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の片道運賃		⅙			⅙
	第111条	団体旅客運賃			¼		¼
	第138条	団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金			⅙		⅙
	第139条の5	団体旅客又は貸切旅客に対する座席指定料金			⅙		⅙
	第154条	有効期間			¼		¼
第284条	無償送還の取扱方		¼			¼	
第289条	急行列車等の運行不能・遅延等の場合の取扱方			¼	¼	½	
	小 計	1	1	1	1	1	5
モ デ ル 宿 泊 約 款	第2条	宿泊契約の申込み			¼		¼
	第3条	宿泊契約の成立等	¼			¼	½
	第4条	申込金の支払いを要しないこととする特約				¼	¼
	第5条	契約締結の拒否				¼	¼
	第6条	宿泊客の契約解除権		¼			¼
	第7条	当ホテル（館）の契約解除権	¼		¼		½
	第8条	宿泊の登録			¼		¼
	第9条	客室の使用時間		¼			¼
	第12条	料金の支払い	¼			¼	½
	第13条	当ホテル（館）の責任			¼		¼
第14条	契約した客室の提供ができないときの取扱い	¼	¼			¼	
第15条	寄託物等の取扱い				¼	¼	
第16条	宿泊客の手荷物又は携帯品の保管				¼	¼	
第17条	駐車責任		¼		¼	½	
	小 計	1	1	1	1	1	5
	合 計	5	5	5	5	5	25

3 国内旅行実務

旅行業法施行規則によると、【国内旅行実務】の科目は「本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識」（以下《運賃・料金》とする）と「その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力」（以下《旅行業務実務》とする）の2つの分野に分けられているが、法改正後の21回の試験の問題を見ると、必ずしも《運賃・料金》と《旅行業務実務》の区別は明確ではない。そして、《旅行業務実務》の分野は、内容的にさらに〔旅行実務知識〕と〔観光地理〕とに分類できるが、〔旅行実務知識〕の問題の多くは運賃・料金と関連している。したがって、出題傾向の分析もむしろ《運賃・料金》と〔旅行実務知識〕を結び付けて考える方が合理的といえる。なお、配点を見ると、最近5年間は、〔観光地理〕が合計44～67点、《運賃・料金》と〔旅行実務知識〕が合わせて33～56点となっており（最近5年間の出題傾向は別表の〈出題頻度チャート〉のとおりであるが、配点は問題により異なる）、2012年度までは年々〔観光地理〕の比重が高くなってきていたが、2014年度以降は48～51対49～52で、ほぼ半々の割合となっている。

運賃・料金

1. 出題範囲

旧法時代も含めて、過去に出題された問題を分類すると、以下の5項目に分けられる。

- ① JRの運賃・料金
- ② 国内航空運賃・料金
- ③ 貸切バスの運賃・料金
- ④ フェリーの運賃・料金
- ⑤ 宿泊施設の料金

2. 傾向と対策

現行の試験制度になって以降の各項目の出題比率は、①が最も多く出題されており、②と⑤も毎年出題されているが、③と④は出題されていない年もある(いずれも〔旅行実務知識〕に属するものも含む)。

この分野の対策としては、他の科目(分野)のように暗記しただけでは得点に結び付かない可能性が強いので、十分に問題練習を積むことが重要となる。

以下、各項目のポイントについて簡単に述べる。なお、()内の数字は2016年度試験における配点を示す。

① JR (24点)

運賃計算、料金計算、払戻しなど、幅広い範囲から出題される。JRの運賃・料金計算に関する規則は大変複雑なため、学習には最も時間をさく必要がある。特に出題頻度が高いのは、幹線と地方交通線にまたがる運賃計算、同じ新幹線同士を乗り継ぐ場合の料金計算、乗継割引料金の計算といったところ。なお、ここ数年、発券例を使った問題が出題されるなど、傾向がやや総合旅行業務取扱管理者試験に近くなってきており、それと共に難易度もやや上がってきている。

② 国内航空 (8点)

以前最もよく出題されていたのは、団体をはじめとする割引運賃の計算であったが、2000年2月から普通運賃・割引運賃とも事前届出制となったため、最近はあまり出題されていない。ここ数年は、むしろ【約款】科目に属するような実務的な問題が増えてきているため、航空会社発行の時刻表(タイムテーブル)によく目を通しておくとよい。

③ 貸切バス (13点)

以前はキロ制運賃・料金の算出方法を問う問題が中心であったが、2006年度からは少し傾向が変わり、《運賃・料金》というよりも《運送約款》に属するような問題がこの科目で出題されるようになった。ただし、最近3年間は、2014年4月から実施された新運賃・料金制度が出題されているので、今後はこの傾向が続く可能性が高い。

④ フェリー (出題なし)

JRや貸切バスなどに比べると、出題頻度も低く、内容的にもはるかにやさしい。自動車航送や小児旅客の取扱いなどを理解しておけば、ほぼ問題ない

が、最近4年間はこれまでに比べるとかなり難しい問題も出題されているので、注意する必要がある。なお、2007年度のように、貸切バスと同様の約款的な問題が出題されたこともある。

⑤ 宿泊施設（4点）

2007年度までは基本料金から税込みの支払総額を求めさせる問題が中心であったが、2004年4月から消費税込みの総額表示が原則となったことにより、計算の手順自体あまり意味がなくなっており、ここ数年は出題されていない。最近5年間は、貸切バスと同様『モデル宿泊約款』関連の問題がこの科目で出題されており、特に違約金に関する問題は2014年度に2問出題されるなど出題頻度が高くなっているため、今後も注意が必要である。

旅行業務実務

1. 出題範囲

すでに述べたように、この分野の出題範囲はさらに〔旅行実務知識〕と〔観光地理〕に分けることができるが、最近は〔観光地理〕の占める比率が高くなってきており、配点が公表されるようになった最近15年間は科目全体の44～67%を占めている。

2. 傾向と対策

最近5年間の〔旅行実務知識〕についての問題は、その大半が運送機関の利用に関する問題である。これらはいずれも、《運賃・料金》や【約款】を学習すればある程度のことは必然的に理解できるので、今後もこの傾向が続くとすれば、あえて〔旅行実務知識〕としての勉強は不要といってもよいくらいである。

〔観光地理〕に関しては、以前は温泉をはじめとする観光ポイントの属する都道府県を問う問題が中心であったが、最近では観光地の特徴などに関する記述穴埋め問題やモデルコースの空欄を埋める問題が増えてきており、より深い知識が求められるようになってきている。また、一時期、主要な祭りの開催時期に関する問題と、温泉や観光地の最寄り駅とJRの路線を結び付ける問題が毎年複数問出題されていたが、JR路線はここ5年間出題されておらず、祭りの開催時期もこの3年間は1問しか出題されていない。

対策としては、日ごろから少しずつ知識を身につけていく以外に決め手となる方法はない。テキストや参考書はもちろんのこと、旅行パンフレット、旅行雑誌、テレビ番組、時刻表など、色々なものを活用していくとよいだろう。

■【国内旅行実務】出題頻度チャート（配点は年度により、また問題により異なる）

項 目		国家試験の年度					合計	
		2012	2013	2014	2015	2016		
運賃・料	J R	旅客の年齢区分と同伴幼児の取扱い	1		¼	¼	¼	1¾
		乗車券類の有効期間		¼	1	¼	¼	1¾
		途中下車		¾			¼	¾
		指定券の発売日		¼			¼	½
		片道普通運賃の計算（地方交通線の取扱い等）	2	1	½		1	4½
		運賃計算の特例（特定都区内外着の運賃計算）			¼	½		¾
		往復割引運賃に関する規則		¼		½		¾
		往復・学生割引運賃の計算			1			1
		団体の取扱いに関する規則（指定保証金、無賃扱い等）	3			¼	¼	3½
		特急料金の計算	1	3			1	5
		新幹線同士を改札を出ずに乗り継ぐ場合の料金計算		1	1	2		4
		「のぞみ」の自由席を利用する場合の料金計算				¾		¾
		自由席特急券の有効期間				¼	¼	½
		料金の乗継割引に関する規則	1	2	1	1	1	6
指定席特急券の変更に関する取扱い				¼	¾	¾		
乗車券類の払戻し		¾	1	¾	1	3¼		
小 計		8	9	6	6	6	35	
金 及 び 航 空 行	国内航空	小児旅客及び幼児旅客の取扱い	1	¼	¼	¼	1	2¾
		小児運賃及び割引運賃の適用条件	1					1
		往復割引に関する規則				¾		¾
		航空券の発売日		¼	¼			½
		航空券の購入期限		¼	¼	¼		¾
		航空券の有効期間（運送約款第11条等）		¾				½
		航空券の払戻し（運送約款第23条等）		¾	¾	¼	1	2½
		非常口座席への搭乗制限（運送約款第16条等）				¼		¼
		予約の変更			¾			½
		その他運送約款関連（運送約款第10条、第13条）			¼	¼		½
小 計		2	2	2	2	2	10	
実 務 知 識	貸切バス	時間制運賃・キロ制運賃の計算			1	2	2	5
		深夜早朝運賃料金・交替運転者配置料金			¼		½	¾
		運賃の割引					1	1
		違約料の計算（運送約款第15条）		¾	¼	1	¼	2
		その他運送約款関連（第12条、第14条、第19条他）		¾	¾		¼	1¼
小 計			1	2	3	4	10	
フ ェ リ ー	ファミリー	自動車とともに乗船するグループの運賃		½	½	½	1½	
		運転者が1等、寝台等の指定席を利用する場合の運賃		¼	¼	¼	¾	
		未修学の小児の取扱い		¼	¼	¼	¾	
		自動車又は自動二輪車（特殊手荷物）の運賃				¼		¼
		運賃の払戻し（運送約款：旅客運送の部第17条）				¼		¼
		小 計			1	1	1	3
宿 泊	宿泊	子供の宿泊料金（モデル宿泊約款別表第1）	1	¼		¼	¼	1¾
		客室を延長して使用する場合の追加料金（約款第9条）		¼		¼	¼	¾
		違約金の計算（モデル宿泊約款別表第2）		¾	2	¼	¾	3¼
		申込金の上限（モデル宿泊約款第3条）				¼		¼
		小 計		1	1	2	1	1

項 目	国家試験の年度					合計
	2012	2013	2014	2015	2016	
温泉	1¼	1½	2⅓	3¼	1⅓	10
半島・岬・海岸・湾・砂丘・松原	1¼	2	3	2	3½	11½
島	2	1	½	5/24	2½	6½/24
山岳・高原・峠	1½	1½	2⅓	27/24	11/24	7½
湖	¼	1		2⅛	½	31/24
湿原・原生花園・ラムサール条約				5/24	1	1½
川		1		1		2
峡谷・渓谷・溪流	½	2		13/24	1½	41/24
滝		1	1	5/24		25/24
鍾乳洞・洞窟		1				1
国立公園・国定公園		⅓	1%	1¼	1	4½
世界遺産		1	1	1	1	4
神社・寺・教会・修道院	2	1	3	2¾	¾	8½
名園・公園・桜の名所	1	2		⅓	1½	45/24
城・城跡	1	1	1	1	1½	5½
遺跡・戦跡・古墳・霊場(恐山)	½		½		⅓	1⅓
橋	1	1			15/24	35/24
里山・千枚田					1	1
街道(熊野古道)・坂	¼					¼
小京都・城下町・宿場町・観光都市等	1½		3½	2⅓	7/24	7½
祭・行事	7	1	1	2	3¾	14¾
美術館・博物館・人物の記念館	1	2	1	1	1⅓	6½
学校・学問所					1	1
テーマパーク・アミューズメント施設・動物園等	½			½	1	2
東京スカイツリーの高さ	1					1
陶磁器・伝統工芸品			1			1
郷土料理・名産品	½	1	1	1	5/8	4⅓
JRの駅	1¼					1¼
小 計	26	22	24	25	25	122
合 計	37	36	37	38	38	186